

○正誤

平成30年12月27日付け北海道告示第11150号（大規模小売店舗立地法第6条第1項（変更）の届出）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

行 5

誤 書面により平成31年4月30日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

正 書面により平成31年5月7日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。